4月20日㊐は富山市長・富山市議会議員選挙の投票日です

あなたの大切な一票が未来を変えます

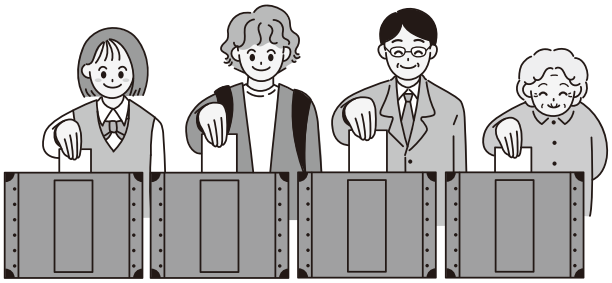

問選挙管理委員会　☎443−2126
詳細はこちら（市ホームページ）▶

▶次の方が投票できます

満18歳以上（平成19年4月21日以前生）**で市内に3カ月以上住んでいる方**

（令和7年1月12日までに富山市に住民登録し、引き続き市内に3カ月以上住んでいる方）
※投票日までに市外へ転出された方は、投票できません。

▶次の場所・時間に投票できます

投 票 所 … 市内113カ所

指定の投票所は入場券に記載されています

※投票は、①富山市長選挙（白色の投票用紙）、②富山市議会議員選挙（薄黄色の投票用紙）の順で行います。

投票時間 … 7:00〜20:00★

★次の投票所は閉鎖時刻を繰り上げます

地域	投票区名	投票時間
大沢野	下夕南部・下夕北部・小羽	7:00〜18:00
大山	小見・牧・文珠寺・粟巣野平・福沢	
八尾	卯花・室牧・黒瀬谷・野積・仁歩・島地	
山田	山田	
細入	細入第1・細入第2	

▶次の投票区で投票所が変更になります

投票区	旧投票所	新投票所
藤ノ木第2	富山視覚総合支援学校体育館	**中部コミュニティセンター集会場**（藤木）
熊野	熊野小学校体育館	**富南会館多目的ホール**（悪王寺）
池多	池多公民館和室	**池多小学校体育館**（西押川）
朝日	朝日保育所遊戯室	**朝日公民館ホール**（婦中町下条）

施設内での投票所の変更

投票区	施設名	旧会場	新会場
五福第1	西部中学校	体育館	**音楽室**
福島	八尾行政サービスセンター	会議室	**ホール**

投票所入場券を郵送します

- 4月14日㈪から発送します。
- 圧着はがき1葉に、世帯の4人分までを記載しています。
- 投票所入場券がなくても、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。マイナンバーカードや運転免許証など、本人であることを確認できるものを持参してください。

※㈯㈰㊊は郵便局の配達がありません。地域によっては、配達に時間がかかる場合もありますので、ご了承ください。
※投票日当日は、裏面の「宣誓書」の記入は不要です。
※3月28日現在の住所に基づいて作成しています。

＜入場券イメージ＞

お子さんと一緒に入場できます

18歳未満の方は、選挙権のある方と一緒に投票所に入ることができます。ご家族で投票所にお越しください。

同伴の際の注意点

- お子さんに投票用紙を書かせる、投票箱へ投函させることはできません。
- お子さんが離れないようにして、大声を出したり、走り回ったりさせないでください。

▶さまざまな投票方法があります

期日前投票

やむを得ない事情で投票日に行けない方は、**期日前投票**ができます。

投票期間…４月14日㈪～19日㈯

時間・場所… 住む地域に関係なく**どの場所でも**投票できます

8：30～20：00	8：30～18：00
市役所１階多目的コーナー 大沢野会館 大山会館 八尾行政サービスセンター 婦中行政サービスセンター	呉羽会館 水橋西部地区センター 堀川地区センター 北保健福祉センター 山田公民館 細入公民館

事前に本人分の投票入場券を切り取り、宣誓書を記入してから持参すると、スムーズに受け付けができます。

＜記載例＞

期日前投票に来られる日を記入

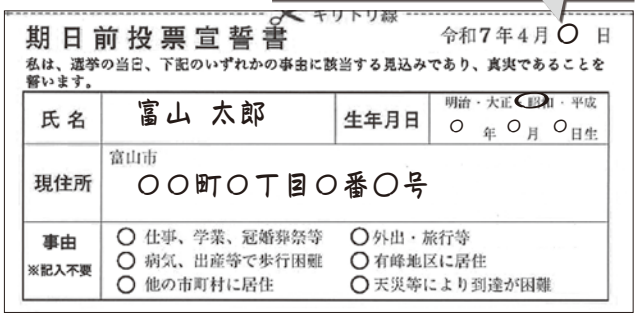
キリトリ線

期日前投票宣誓書　令和７年４月○日

私は、選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みであり、真実であることを誓います。

氏名	富山　太郎	生年月日	明治・大正・昭和・平成 ○年○月○日生
現住所	富山市 ○○町○丁目○番○号		
事由 ※記入不要	○仕事、学業、冠婚葬祭等　○外出・旅行等 ○病気、出産等で歩行困難　○有峰地区に居住 ○他の市町村に居住　○天災等により到達が困難		

代理投票・点字投票

- **代理投票…**心身の故障などの事由により候補者名を書けない方は、投票所係員の補助を受けられます。
- **点字投票…**目の不自由な方は、点字器を使用できます。

※必要な方は、投票の際に各投票所でお伝えください。

郵便などによる不在者投票

◆次の要件①に当てはまる方

申請によって**郵便などで投票**ができます（郵便等投票）。

要件① 郵便等投票を利用できる障害など

種類	障害などの種類	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	１・２級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	１・３級
	免疫、肝臓の障害	１～３級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別～第二項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別～第三項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護５

◆要件①と、次の要件②にも当てはまる方

選挙人による指示のもと、代理の方が投票用紙に記載できます（代理記載制度）。

要件② 代理記載制度を利用できる障害

種類	障害などの種類	等級など
身体障害者手帳	上肢・視覚の障害	１級
戦傷病者手帳	上肢・視覚の障害	特別～第二項症

※郵便等投票や代理記載制度の利用を希望される方は、事前に郵便等投票証明書の交付を受けて**４月16日㈬17時まで**に、**選挙管理委員会**へ申請してください。

◆期日前を含む投票期間中、投票所に行けない方

郵便などで必要書類を請求し、**滞在先の最寄りの市区町村にある選挙管理委員会で投票**できます。必要書類の請求は、マイナンバーカードを使って富山県電子申請サービスからオンライン請求することも可能です。なお都道府県選挙管理委員会が指定した施設に入院・入所している方はその施設で投票ができます。

選挙公報・ポスター掲示場

- **選挙公報の配布…**

４月16日㈬（予定）に新聞折り込みで配布します。また、市役所、各行政サービスセンター、各地区センターなどに設置するほか、市ホームページに掲載します。

※新聞未購読で郵送希望の場合は、**選挙管理委員会**へ申請してください。

- **候補者の選挙運動ポスター掲示場の設置…**

候補者の選挙運動ポスターを貼る掲示場を各投票区に設置します。破損などを発見した場合は、**選挙管理委員会**へ連絡してください。

開票の日時・場所

日時　４月20日㈰21：30～

場所　南総合公園体育文化センター（友杉）

みんなで投票に行きましょう！